CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

新津商工会議所
ホームページ

メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

485号(P.1)2026年11月20日

新津商工会議所
TEL：22－0121
FAX：25－2332
メール：n-cci@fsinet.or.jp

「スガワラくん経営セミナー in 新潟」開催のご案内

新津商工会議所青年部では、YouTubeチャンネル「脱・税理士スガワラくん」で知られる菅原由一氏を講師に迎え、経営セミナーを開催します。
利益を生み、会社を伸ばすための資金繰り・節税対策・資産運用について、実践的に分かりやすく解説します。経営に役立つお金の知識を学べる貴重な機会です。ぜひご参加ください。



◆開催日　令和8年12月9日（水）
◆時　間　開場18：00／開演19：00／終了予定21：00
◆会　場　朱鷺メッセ 2階メインホール（スノーホール）
　　新潟市中央区万代島6番1号
◆講演内容
　第1部　間違いない資金繰りテクニックと節税対策
　第2部　利益を未来につなげる資産運用
　質疑応答
◆定　員　先着700名
◆入場料　3,000円
◆申込み　チラシ掲載の二次元コードから電子チケットをご購入ください。
来場者全員に菅原氏のオリジナル書籍をプレゼントします。

【お問い合わせ】
新津商工会議所青年部　TEL：0250-22-0121

お申込みはこちら

令和９年 新春賀詞交歓会のご案内

恒例の新春賀詞交歓会を会員同士の親睦を図る目的で開催いたします。

１．日　　時　令和９年１月１５日（金）１８：００～２０：００
２．会　　場　アートホテル新潟駅前（新潟市中央区笹口1丁目1）
３．定　　員　会員２００名（着座形式）
４．会　　費　８,０００円（税込み）
５．申込締切　令和９年１月８日（金）または定員になり次第

申込み

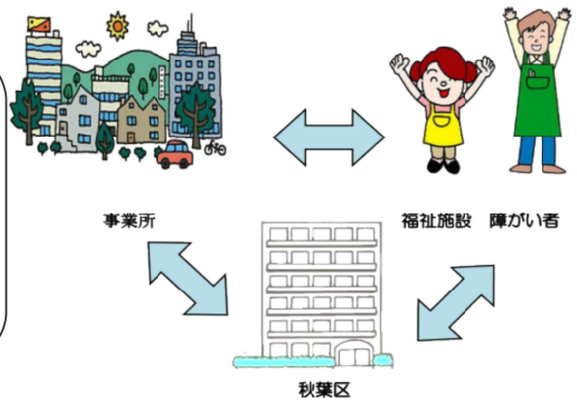
参加ご希望の方は、Googleフォームによりお申し込み下さい。
※フォームが困難な場合は別添のご案内文書（FAX）にてお申し込み下さい。

秋葉区障がい者チャレンジ支援 協力企業・事業所様を募集しています

秋葉区役所の事業として、区内の障がい者支援施設から派遣された障がい者が、区役所や事業所等で指導員付き添いのもと軽作業等を行います。

目的

・福祉施設に通所する障がい者へ職場実習の場を提供することで、経験が少なく能力を十分に発揮できない障がい者の就労に向けたサポートを行います。
・受け入れ事業所等が障がい者雇用に対する理解を深めることで、実習・就労先の開拓を図ります。



実施時期：令和８年１２月(日程・日数は要相談)
実習時間：午前９時３０分～午後３時３０分
時給：３５０円(秋葉区より支給)　通勤：現地集合・解散

【作業例】
商品棚整理、清掃作業、商品ラベル貼り、配布物の封詰め作業、シュレッダーがけ など

【申し込み期限】
令和８年１２月２日(水)までに下記担当までご連絡下さい。

【お問い合わせ】秋葉区健康福祉課 障がい福祉係電話：0250-25-5682 担当：金子

【年末調整個別相談会】のご案内
～事前にご予約をお願い致します～

◆日　時　令和９年１月８日（金）・１２日（火）
　９：３０～１２：００／１３：００～１６：００　※予約は３０分単位
◆会　場　新津商工会議所３Ｆ
◆対　象　新津地域で個人事業を営む方　※税理士関与の方はご遠慮下さい
◆持ち物　①年末調整の書類一式（税務署より郵送済み）
②令和８年分所得税源泉徴収簿（ご記入の上、ご持参下さい）
③生命保険料・社会保険料（国民年金・介護保険・国民健康保険等）・地震保険料の各控除証明書または払込金額の確認ができるもの
④給与支払者および給与受給者のマイナンバー
⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名・生年月日・マイナンバー



※昨今の物価高騰や運営経費の増加等により昨年度から年末調整相談手数料（550円～）を頂いております。今後も安定した相談体制を維持し、皆様により充実したサービスを提供するためのものです。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

485号(P.2)2026年11月20日

新津商工会議所
ＴＥＬ：２２－０１２１
ＦＡＸ：２５－２３３２
メール：n-cci@fsinet.or.jp

新津商工会議所
ホームページ

メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

金融情報

経営改善貸付（マル経融資）
（賃上げ貸付利率特例制度あり　※利下げ）

制度名	融資限度額	使途（返済期間）	利率等
経営改善貸付（マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	２．９５％ ※11/1現在 特例：上記利率−0.5%（2年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】
①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
②最近１年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
③常時使用する従業員が商業･飲食業･サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業･その他業種では20人以下の法人･個人事業主
④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：賃上げ貸付利率特例制度の対象者について】
・創業後３ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



３名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

□ 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第１火曜日１０：００～）
・１２月　１日（火）　・１月　５日（火）
□ 日本政策金融公庫定例相談会　（原則毎月第２火曜日１０：００～）
・１２月　８日（火）　・１月１２日（火）

＜当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。＞

令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について（源泉所得税関係）

令和８年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直しが行われました。

これらの改正は、原則として、令和８年１２月１日に施行され、令和８年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和８年１２月に行う年末調整など、令和８年１２月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和８年１１月までの源泉徴収事務には変更は生じません）。

（１）基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和8･9年分	令和10年分以後	
132万円以下（206万円以下）	104万円	99万円	95万円
132万円超　336万円以下（206万円超　475万1,999円以下）		62万円	88万円
336万円超　489万円以下（475万1,999円超　665万5,556円以下）			68万円
489万円超　655万円以下（665万5,556円超　850万円以下）	67万円		63万円
655万円超　2,350万円以下（850万円超　2,545万円以下）	62万円		58万円

※表中の金額と異なる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

（２）給与所得控除の見直し

給与所得控除の額が、次のとおり見直されました。

【給与所得控除（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額		
	改正後		改正前
	令和8･9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円	収入金額×30%+8万円（69万円以下の場合69万円）	65万円
190万円超　220万円以下			その収入金額×30%＋8万円

※この他にも「扶養親族等の所得要件の改正」、「ひとり親控除の額の引き上げ」がございます。
詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

【国税庁ホームページ】
令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
（https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm）